

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 4 年度 第 2 回 滋賀県精密・電気機械器具製造業専門部会
「議事要旨」

開催日時	令和 4 年 1 0 月 3 日 (月) 午後 1 時 34 分～午後 4 時 50 分
開催場所	滋賀労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員(定数 3 人) 石井利江子 木下康代 宗野隆俊(16:04 退席) 労働者代表委員(定数 3 人) 大江彰宏 豊田孝次 平塚雄二 使用者代表委員(定数 3 人) 小西哲也 田中秀康 西田保夫 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p>労側委員の主張</p> <p>「下請・中小零細企業は適正な価格転嫁ができない、パートナーシップ構築宣言等の制度が実質使用できない」と使用者側は主張するが、コスト上昇による適切な価格転嫁・適切な賃金の価格転嫁等については、国の施策であり、使用者側でも施策の推進に取り組むべきである。精密・電気機械器具製造業において、民生用・電子部品に使側の主張ほどの好調・不調はない(電子部品の業況はそこまで悪いものではない。)</p> <p>以上により、「申出書」における最低賃金に関する労働協約の締結を行った 9 労組の最低協定時間額との差を複数年で解消する金額を提示した。</p> <p>その後の協議において、「申出書」における最低賃金に関する労働協約の締結を行った 9 労組の平均協定時間額との差を複数年で解消する金額を提示した。</p> <p>使側委員の主張</p> <p>パートナーシップ構築宣等による下請企業との間の価格転嫁は、昨年より進んでするものと理解している。新型コロナウイルスの影響により、中小零細企業に大きな影響が出ている状況が続いている。令和元年度と比べれば、いずれの数値も戻りつつあるものの、コロナ禍前までに戻り切れてはいない。</p> <p>以上から、「賃金改定状況調査第 4 表」B ランクの賃金上昇率を基に算出した金額を提示した。</p>

その後の協議において、滋賀経済産業協会集計の「令和4年度春季労使交渉妥結状況」製造業平均妥結率を基に算出した金額を提示した。

- ・ 労使の意見の隔たりが埋まらず、この日の審議は終了した。
次回：令和4年10月27日(木) 9:30～